

令和6年 第6回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年6月27日（木） 14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 7名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
2番 二 宮 寿 徳
3番 秋 吉 一 郎
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
11番 橋 本 早 人

4. 欠席委員 4番 高 田 英
5番 大 津 雄 司
9番 安 部 義 浩
10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
- ⑧ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑨ 農地地用最適化推進委員の選任について
- ⑩ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 畠中勇、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主査 興梠太希、
行政専門員 衛藤欣哉

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中7名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和6年 第6回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号11番 橋本 早人委員にお願いしたいと思います。
宜しくをお願いします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～2号 2件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から2号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思っています。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第3号～14号 12件)

議

長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、12件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案3号について、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

議案番号3番について説明させていただきます。

場所は川西の奥江地区になります。受人の実家の前にある田んぼなんですけど、以前農地交換していたんですが事務的な手続きを取ってなかったんで、早めにした方がいいよと言われ今回やってしまおうとこの申請が出てきました。

現在も耕作されているので特に問題ないかと思います。

以上です。

議

長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして担当の麻生委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案番号4番について説明いたします。

場所ですが、庄内の旧農協があったところの南西側の農地になります。

今回、持分のすべてを受人に渡すといった内容ですので、管理者が別の方になるということはありません。ですので、特段問題ない案件かなと思っております。

審議お願いいたします。

議

長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案5号につきまして担当の天津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案番号4番について説明いたします。

場所なんです、挟間の三差路の少し西側の農地です。国道沿いなんです、国道には面してなくて一步入ったところの農地です。

受人は農地もいっぱい持っておりまして、農機具も十分持っております。ここの管理に関しても問題ないかなと思いますので、審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

2番 二宮 寿徳 委員

渡人が高齢のために自分で農地の管理が出来なくなりまして、受人の方に売買することです。

受人については、以前から渡人の土地を耕作するのを手伝っていたということで。それと、何回か前の審議においても渡人から受人へ農地を売買しているということもありまして承認をいただいております。

何ら問題ないかなと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案7号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

それでは7番について説明します。

挟間町七蔵司で、渡人と受人は親子の関係になります。

受人は役所に勤めながら土日は農業をやっておったので、息子さんに引き継いでも問題ないかと思っております。

審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 8 号につきまして議席番号 6 番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

8 号について説明をいたします。
挾間町朴木、渡人が 1 年ぐらい前に購入した物件ですが、大分市に住んでいる受人は現在実践大学に行っているそうです。卒業したら農地に柿や桃や栗を植えたいと説明を受けております。
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 8 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 9 号につきまして担当の麻生委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、説明をいたします。
場所ですが、庄内の慶寿園から道路を挟んで反対側の農地となっております。
受人と渡人は親子の関係であります。
農機具等は元々父親が持っている分があるので、ある程度揃っているような状況で、面積も取れほど広くなく、申請地の場所も受人の自宅の前になりますので今後管理していくうえでも最適ではないかと思えます。
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 9 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 10 号につきまして議席番号 11 番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11 番 橋本 早人 委員

はい、それでは 10 号について説明をいたします。
場所は今審議した 9 号議案のちょっと上の、前回家を建てる申請が出たと思いますが、

その横に渡人の土地があるんですけど、受人が農業というか野菜作りとかを積極的にやられる方なんで問題ないかと思います。家庭菜園にしたいということです。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案１０号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１１号につきまして議席番号２番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

２番 二宮 寿徳 委員

この案件につきましては本日の議案の１番に載っております合意解約ということで先ほど報告がありましたが、以前より受人がこの土地を耕作しております正式に売買することになったということです。

受人においては、以前農業委員でもありましたし、現在は中山間の組合長もしております。何ら問題ないと思います。

議 長

それでは、議案１１号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１２号につきまして議席番号３番 秋吉 一郎委員より説明をお願いします。

３番 秋吉 一郎 委員

はい、１２番について説明します。

場所は湯平駅から５分ぐらいのところで、駅の上に国道２１０号が通ってますがその道路沿いのところです。渡人と受人は昔から同じ場所で農業をしていたんですけど、現在は受人の方はブルーベリーを植えています。今回、渡人がもう農業をやっていないので売りたいということで、受人が買ってここにはブルーベリーを植えるということなことです。

受人は農業の経験は十分ありますので問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案１２号につきまして、質問がある方はお願いします。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１３号につきまして議席番号１１番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

１１番 橋本 早人 委員
１３番？１３番は私かな？

事務局
えっと、サインは誰が…。橋本さんがしていますね。

１１番 橋本 早人 委員
えっ、俺がしてる？どこやったかな？

事務局
代わりに私が説明しましょうか？

１１番 橋本 早人 委員
あ、すみません。いつやったかな…。

事務局
場所は…、刈６区の真願寺の付近ですかね。

議長
上刈かえ？

事務局
上刈ですね。それか上々刈かな…？
えーと、受人の方は農業の経験はほぼないらしいんですけど、飲食店を経営されておるらしくて、自分のお店で使うようなお米を今回作ってみたいということでした。農機具など現在は所有していないんですが、地元の人に話をして借りたり、作り方を教えてもらったりという話はできていると聞いています。
そこまで話が出来ているので、まあ大丈夫ではないかなと思います。
よろしくお願いします。

議長
それでは、議案１３号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１４号につきまして担当の麻生委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、説明をいたします。

場所は畑田の交差点を天神山方面に向かって300mぐらい進んだところになります。

受入は今回の申請地に隣接する場所に住んでいるんですけども、申請地があまり管理されていなくてちょっと荒れつつあるような状況らしいです。このまま荒れてしまう前に自分が購入して管理したいという考えがあるようです。

農業の経験はあまりないらしいんですが、耕運機を購入して露地野菜を作るあたりから始めてみたいとのことでした。

自宅の隣ということもあり、管理を考えれば最適な方ではないかなと思いますので問題ないかなと考えております。

審議をお願いします。

議 長

新規就農ということですかね。

事務局

はい、まあ農業で食べていくわけではないので就農とはちょっと違うかもしれませんが、新規に野菜とかを育ててみたいという話です。

議 長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第15号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4の農地法第4条許可申請なんですけど、ちょっと、現地確認を行った際に申請地の中に違反転用があることが発見されまして、それに伴って分筆などの作業が必要になったので、今月はこの案件は審議をしないで先延ばしということにさせていただきたいと思います。

なので、準備が整い次第来月から来々月あたりに改めて議案をあげさせてもらって審議をいただきたいと思いますので、今月は審議しないということで。よろしくお願ひします。

議 長

では、そういうことでお願いします。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案16号につきまして議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人委員

はい、16号について説明します。

渡人と受人は兄弟で、お父さんの土地を、渡人が弟だったと思うんですが、相続をしたんですが、お兄さんの方が庄内に家を建てたいということで、ここを宅地にしたいという申請です。

受人の奥さんの兄弟もこの隣に家を建てたいということで申請が出てます。あとで出てくると思いますが。

水路などは協議が済んでおり問題はないと思います。場所は宮崎医院の裏手ぐらいです。

審議よろしくお願いします。

議長

この面積で2軒分ってということですか。

11番 橋本 早人委員

そうですね。

事務局

この申請は1軒分です。後程の5条の所有権移転でこの隣の土地が出てます。

議長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議長

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

家と車庫の上がすごく空いてるんですけど、そこは畑か何かするんでしょうか。4ページのところですね。

事務局

まあ、庭でしょうね。一部もしかしたら家庭菜園とかするかもですけど、主には真砂土敷き均しの庭になると思います。

8 番 江藤 国子 委員
分かりました。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第17号～23号 7件)

議 長
続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案17号について担当の大津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局
はい、17号について説明をいたします。
資料の7ページに位置図がありますが、場所としては挾間町北方の西側の農地となっております。
先日グラウンド用地として申請があったところの隣接の農地、道路側の土地となっております。
申請目的が駐車場用地ということで、宮田保育園はこれまで何か所か駐車場として転用許可を受けているんですが、挾間はかなり人口が増えて子供が増えている状況の中で、児童数の増加に伴い、周辺の道が狭いという状況もあり、交通上の不安があるので駐車場をより拡張したいということで申請が出ております。
宮田保育園は大きな駐車場というものが無いので、必要性についても問題ないかなと思います。審議をお願いします。

議 長
それでは、議案17号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議 長
秋吉委員さんどうぞ。

3 番 秋吉 一郎 委員

7 ページの図面なんだけど、左の方に建物があるけどこれは今はもうないんですか？

事 務 局

7 ページの図面の？

3 番 秋吉 一郎 委員

赤枠の中にある建物。

事 務 局

ああ、これはまだあります。ただこれは農業用倉庫だったので、建っていても問題ないものではあります。

3 番 秋吉 一郎 委員

それとな、9 ページ。既設擁壁撤去とあるけど、道路の方が低いということよね。

事 務 局

そうですね、道路の方が若干低いです。

3 番 秋吉 一郎 委員

それで8 ページの字図も見たときに排水をするようにしてるんだけど、排水をするようになってるけどどっちに流れるかは分かんないやけど、どっちも水路につながってないんだけどそれは大丈夫かな。

道路側の方に柵があるからそっちに流れるんだろうけど。

事 務 局

そこは道路側溝を兼ねている農業用水路があって、北方水路に排水するということで同意が取れています。擁壁部分については建設課の方に確認をして、市の構造物ではなさそうなんだけど工事する時には一応申請を出してくださいということになります。

なので排水と擁壁部分は問題ないかなと思います。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 18 号につきまして議席番号 11 番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11 番 橋本 早人委員

はい、18 号について説明します。

先ほど出た案件の隣です。

16 号の受人の奥さんの兄弟が並びで家を建てたいということで申請が出ておりま

す。

審議をお願いします。

議 長

それでは、議案１８号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案１９号につきまして担当の大阪委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、１９号です。

場所は資料の１６ページをご覧くださいんですが、下市の集落の中ほどで農協の倉庫の近くにアパートが２棟ありますがその南側になります。

計画としては１８ページの計画図ですが、宅地拡張用地となっておりまして浄化槽の設置用地となっております。

西側に隣接する宅地が受入の自宅なんですが、浄化槽をやり替える必要が生じたんですが現在敷地内にある浄化槽を掘って埋めなおすのが困難だということで、隣接の土地にちょっと拡張して新たに浄化槽を設置しなおすということで、宅地拡張としての農地転用となっております。

面積も最小限でありますし、隣接の初瀬井路の同意も取れていますので特段問題ないかなと思います。

よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案１９号につきまして、質問がある方はお願いします。

（３番 秋吉 一郎委員より挙手あり。）

議 長

秋吉委員さんどうぞ。

３番 秋吉 一郎 委員

これ順番的に考えたとき、７６７番の土地は浄化槽を作るためにわざわざ分筆したような感じがするんだけど、そうなの？

事 務 局

そうですね、必要が生じたんで分筆したということですね。

３番 秋吉 一郎 委員

ああ、そう。同じ敷地内じゃ駄目やったん？いや、別にいいんやけどな。

事 務 局

狭かったというか、掘り返して工事するのに余裕が無かったのかなと思います。多分家の裏が狭いとか、ちょっと建物がかぶってるとか。

3 番 秋吉 一郎 委員

いや、わざわざ分筆までしてやるんだなと思って。

事 務 局

多分そうした方が安かったっていうことだと思いますね。

3 番 秋吉 一郎 委員

分かりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 20 号につきまして担当の安部委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、20 号は場所としては資料の 20 ページですが、朴木の正雲寺のところの分岐を朴木の下って行く方に進んでちょっと行ったところになります。

現地の写真としては 23 ページにありますが、ここは完成済みの追認の案件ということで受入のお父さんが隣接の土地に別荘を作ったらしいんですけども、その時に隣の土地に、渡人には話をして取り込んでしまっていたということで、それがそのまま来ていたので今回所有権移転なども行うのに農地転用をかけるということで申請が出ております。

土地としてはかなり小規模なもので、ほとんどが法面という状況で宅地と一体的に管理されているので、もうしょうがないかなと判断しています。

審議をお願いします。

議 長

それでは、議案 20 号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 21 号につきまして担当の天津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

21号です。

場所としてはイオンの裏から宮田保育園の方に、北方の集落の方に入って途中をちょっと右の方に入っていた、集落の中では結構奥の方の土地となっています。

農地1筆なのですが、3区画の小規模な住宅にしたいということで申請が出ております。転用者は挟間でかなり分譲地をやったことがある業者ですし、場所としても3種農地なので特段問題はないかなと考えています。

よろしくお願いします。

議長

それでは、議案21号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 秋吉 一郎委員より挙手あり。)

議長

秋吉委員さんどうぞ。

3番 秋吉 一郎 委員

28ページの平面図、これ奥の2区画のために敷地延長でやってると思うんだけど、ここの幅は途中で法面のあれがあるんだけど狭いところで4mはあるのかな？
まあ、それはいいです。多分あると思うんで。

事務局

多分あると思います。

まあ、そこらへんは手落ちはたぶんないと思います、何回もやってる業者なので。

3番 秋吉 一郎 委員

まあ、わざわざ法面を入れて図面上で変則的にしてるからね、ちょっと気になって。まあいいです。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案22号につきまして担当の天津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の22号です。

場所としては挟間のジョイフルの南側ぐらいで、下市の公民館の向かいぐらいです。

今回、共同住宅ということで5階建てのアパートが建つ計画となっております。場所としては3種農地の土地ですので農地法上は問題ないかなと思います。周りに家がある集落の中で5階建てなんですけど、周辺の人への地元説明会も行われており、そこも問題ないかなと思います。ですので特段問題はないかなと考えております。

よろしくお願いします。

議

長

それでは、議案２２号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案２３号につきまして担当の天津委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

議案２３号はイオンの西側、医大バイパス沿いにある森本整形外科の裏手のところにある農地となっております。

約２，１００㎡で宅地分譲１０区画というところで、ここも３種農地なので特に問題はないかなと思っています。

また、これについては挾間町の開発条例にかかっているもので、そちらでも審議されてますので、排水その他もろもろも問題ないかなと思っています。

よろしくお願いします。

議

長

それでは、議案２３号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

（ありません。）

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第６ 「非農地証明についての審議」

（議案第２４号～２５号 ２件）

議

長

続きまして、日程第６ 非農地証明の発行について２件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第６ 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議

長

２４号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

（ありません）

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して

良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして、25号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第26号～32号 7件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案26号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案27号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案28号について質問はありませんか。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長

江藤委員さんどうぞ。

8 番 江藤 国子 委員

すみません、28号、29号、30号ってみんな新しい人みたいなんですけど、市民農園みたいな感じですか？

1 番 縣 次男 委員

私が説明します。

ここの土地なんですけど、いままでずっとある人がヤミ小作で作ってたんですけど、体を壊したということで作れなくなって私のところに誰か作ってくれないかと話が来て、近所の人に作らないかって話したらみんな作ろうっていう話になって。

機械は共同で用意して、この人たち初めて耕運機とか使ったら面白い面白いって言っててな。そういうことでやっと作り手を探してきたんです。

近所の農家さんがお世話して苗作りとか全部教えてあげてるので、心配ないです。

8 番 江藤 国子 委員

楽しそうでいいですね。

議 長

耕運機でやるん？

1 番 縣 次男 委員

そうそう、耕運機でな。

29号の人は、私が近くだからトラクターで起こしてあげるって言ったら、いいですっていうんや。全部鍬とスコップで起こしたんですよ、1反。もう楽しい楽しいって言って。

この人はピアニストでな、大分とか別府とかで演奏をする人なんや。けど、楽しいから全部鍬とスコップでやりますって。

とにかく皆さん農業をしてみたいっていう気持ちの人ばかりです。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案29号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案30号について質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案３１号について質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案３２号について質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第８ 「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）」
（議案第３３号～３５号 ３件）

議 長

日程 第８ 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）３件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第８ 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

議案３３号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案３４号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案３５号の案件、ご質問があればお願い致します。

（ありません。）

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農地利用最適化推進委員の選任について」

(議案第36号 1件)

議 長

日程 第9 農地利用最適化推進委員の選任について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農地利用最適化推進委員の選任について、議案朗読説明。

議 長

事務局から説明がありましたが、意見・質疑があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、庄内地区 阿南1の推進委員に今川さんを選任することを承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、承認致します。

■日程 第9 「その他」

議 長

その他で何かありますか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。